

議案第46号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月7日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

この度の本町職員の不祥事については、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(町長の給与の特例)

第1条 町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例（平成17年山都町条例第40号。以下「町長等給与等条例」という。）第3条に規定する町長の給料の月額は、平成30年7月1日から平成30年8月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の町長の項に掲げる月額（以下この条において「基礎額」という。）から基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(副町長の給与の特例)

第2条 町長等給与等条例第3条に規定する副町長の給料の月額は、特例期間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の副町長の項に掲げる月額（以下この条において「基礎額」という。）から基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。